



# 北海道総合教育大綱

## (素案)

平成27年8月  
北海道



## 目 次

### 第1章 大綱の策定について

1 大綱の性格	1
2 大綱の構成	1
3 大綱の対象期間	1

### 第2章 北海道における教育の現状・課題とめざす姿

1 本道教育の現状と課題	2
2 本道教育のめざす姿	2

### 第3章 基本方針

#### I 社会で生きる力の育成

施策項目1 幼児教育・保育活動の推進	5
施策項目2 確かな学力を育む教育の推進	5
施策項目3 健やかな体を育む教育の推進	5
施策項目4 豊かな心を育む教育やいじめ問題等への取組の充実	6
施策項目5 特別支援教育の充実	6
施策項目6 ふるさと教育の充実	6
施策項目7 キャリア教育・職業教育の推進	7
施策項目8 学校間連携の促進	7
施策項目9 ICTを活用した教育の推進	7

#### II 北海道の未来を拓く人財の育成

施策項目10 グローバル人材の育成	8
施策項目11 産業人材の育成	8
施策項目12 理数系・医療系人材の育成	9

#### III 地域の教育力の向上と総合的な生涯学習の振興

施策項目13 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進	9
施策項目14 豊かなつながりの中での子育て支援・家庭教育支援の充実	9
施策項目15 地域の活性化に寄与する生涯学習の振興	10

#### IV 教育環境の整備・充実

施策項目16 家庭環境等の要因により学習に困難を有する子どもたちへの 学習支援	10
施策項目17 小規模化が進行する公立学校への対応	10
施策項目18 学校施設・設備等の整備・充実	11

#### V 私学教育の振興

施策項目19 私学教育への支援の充実	11
--------------------	----

## Ⅵ 大学等との連携の推進

- 施策項目20 大学等と連携・協働した教育の推進 . . . 12
- 施策項目21 大学等の教育研究機能を活用した地域の活性化 . . . 12
- 施策項目22 魅力ある高等教育機関づくりの推進 . . . 12

## Ⅶ 文化芸術・スポーツの振興

- 施策項目23 地域の文化や芸術の振興 . . . 13
- 施策項目24 地域スポーツ活動の推進・環境の充実 . . . 13
- 施策項目25 世界の舞台で活躍するトップアスリートの育成 . . . 13

## 第1章 大綱の策定について

### 1 大綱の性格

- この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本道の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（めざす姿）や施策の根本となる方針を定めるものです。

### 2 大綱の構成

- 大綱は、「第1章 大綱の策定について」「第2章 北海道における教育の現状・課題とめざす姿」「第3章 基本方針」の3つの章で構成しています。
- このうち、第3章では、基本方針として「社会で生きる力の育成」「北海道の未来を拓く人財の育成」「地域の教育力の向上と総合的な生涯学習の振興」「教育環境の整備・充実」「私学教育の振興」「大学等との連携の推進」「文化芸術・スポーツの振興」の7項目を柱とした上で、25の施策項目について取り組むべき方向性を示しています。

### 3 大綱の対象期間

- 国の「第2期教育振興基本計画（平成25年度～29年度）」や「北海道教育推進計画（改定版）平成25年度～29年度」を考慮して、この大綱の対象期間についても、平成27年度から29年度までの3年間とします。

## 第2章 北海道における教育の現状・課題とめざす姿

### 1 本道教育の現状と課題

- 人口減少・少子高齢化時代の到来というかつてない状況の中、北海道が、これからも、すべての道民が夢や希望を持って健やかに暮らすことのできる大地であり続けるためには、将来を担う子どもたちに対する学校教育や家庭教育の充実はもとより、本道の未来を拓く人材の育成、人々の一生の営みを豊かなものにする社会教育活動、文化・スポーツ活動等の生涯学習の振興など、教育の果たすべき役割がこれまで以上に重要となります。
- また、人口減少に伴う労働人口の減少やグローバル化の進展などにより本道経済が変動し、様々な分野で未来を拓く人材の確保が急務とされる状況下において、教育には、自らのめざすキャリアへの到達やさらなる自己向上を支援するという役割はもとより、地域産業を支える人材や本道の国際的競争力の向上に資する人材の育成、郷土を愛し、発展させていこうとする気持ちの醸成など、北海道の経済発展や活性化への貢献も強く求められています。
- そうした中、本道においては、子どもたちの学力や体力の向上をはじめ、望ましい生活習慣の定着やいじめの根絶、規範意識など豊かな心の育成やコミュニケーション能力の向上、通常の学校や学級に在籍する発達障がいのある子どもたちへの支援など、いくつもの大きな教育課題への対応が求められているとともに、家庭の教育力の低下への対応や生活困窮世帯の子どもたちに対する支援の強化も必要とされています。さらに、雇用のミスマッチや早期離職問題、若者の「使い捨て」が疑われる企業等の問題などを踏まえ、若年層に対してキャリア教育や職業教育の一層の充実を図ることも課題となっています。
- また、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために不可欠な社会教育活動、文化・スポーツ活動等の生涯学習が、すべての道民にとって身近なものであり続けるよう努めるとともに、北海道独自の文化やスポーツといった世界に誇れる本道の貴重な財産を、道民自身がよく知り、携わることができる機会を増やししながら、国内外へ発信し、次世代への継承につなげていかなければなりません。

### 2 本道教育のめざす姿

- こうした本道が抱える非常に多くの、そして、多様な教育的課題に立ち向かい、かけがえのないふるさと北海道を「輝きつづける大地」として、将来の子どもたちに引き継いでいくためには、課題解消に向けた個別の施策を充実させていくことはもとより、教育・保健・福祉・地域振興・産業・防犯・文化・スポーツなど、様々な分野に携わる人々が広く連携して、ライフステージに応じた多層的な教育環境を整えていくことが大切です。

- そして、北海道独特の豊かな自然環境や歴史・文化の下で、これまで本道教育が積み重ねてきた成果や、北海道らしい生活を通じて生まれてきた先人の知恵や工夫などを基礎としながら、国公立の違いや学校種の違いを問わず、すべての教育関係者、さらには、保護者や地域の方々も含めて、すべての道民とともに、次のとおり、本道教育の一層の充実に向けて取り組みます。

- ◆ すべての子どもたちに、社会で自立して生き生きと活躍できる力や、互いを尊重し、相互に支え合う心を育みます。
- ◆ 生まれ育った地域や北海道を愛し、産業や経済、地域の活力ある未来を切り拓く人材の育成を進めます。
- ◆ 学校と地域のつながりを深め、地域社会全体で子どもたちの学びを支援する取組を進めます。
- ◆ 道民一人一人が、絶えざる自己向上の取組の中で、夢や目標を持ち続けながら豊かな人生を送ることができる環境を作ります。
- ◆ 北海道らしい個性的な文化や芸術の振興を図るとともに、スポーツ王国北海道の実現をめざします。

- すべての子どもたちに、社会での自立に必要な学力を身に付けさせることをはじめ、体力・運動能力の向上に向けた運動習慣や生活習慣の改善、いじめの防止等に向けた教育の充実、交通ルールなどを含む規範意識や倫理観の育成などを進めます。また、通常の学級や学校に在籍する子どもたちを含めた特別支援教育の充実や、独自の建学の精神に基づき特色ある教育を行い、本道教育の中で大きな役割を担っている私学教育の振興など、本道の将来を担う子どもたちの社会で生きる力の育成に向けた取組を進めます。
- 本道の活力ある未来の形成に向けて、地域や関係機関との連携・協働のもと、産業人材の育成やキャリア教育・職業教育の充実を図るとともに、自分の生まれ育った郷土を愛し、発展させていこうとする気持ちを育み、地域社会の一員として「ふるさと」で暮らしていることへの自覚を促す取組を推進するなど、北の大地を力強く切り拓く人材の育成を進めます。
- 急速に変化する国際社会への対応や本道経済の持続的発展に必要な国際的競争力の向上に向け、国際的なコミュニケーション能力や世界へのチャレンジ精神を有するとともに、日本人・北海道人としてのアイデンティティと異文化に対する寛容性を併せ持つ「グローバル人材」の育成を進めます。

- 人口減少や少子化が進行する中での子育て支援や家庭の教育力の向上、家庭環境等の要因により学習に困難を有する子どもたちへの学習支援など、地域の教育力を高め、地域社会全体で子どもたちの学びを支援する取組を進めます。
  
- ライフステージに応じた学習活動や体験活動の充実、地域づくりなどへの積極的な参画に向けた社会教育の推進などの生涯学習活動を推進するとともに、地域における文化活動の振興やスポーツ環境の整備などの文化・スポーツ活動の推進を通じて、北海道らしい個性的な文化や芸術の振興を図るとともに、スポーツ王国北海道の実現をめざします。



## 第3章 基本方針

### I 社会で生きる力の育成

- 知識・技能、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などといった「確かな学力」、心身の健康の保持増進や体力・運動能力の向上などで得られる「健やかな体」、他者への思いやりや規範意識、人間関係を築く力等の「豊かな心」など、主に学校教育を通じて子どもたちに身に付けさせるべき「社会で生きる力」の育成を図ります。

#### 〔施策項目1〕 幼児教育・保育活動の推進

- ・ 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、好奇心や探求心、豊かな感性など生涯にわたる基礎づくりを図るため、質の高い幼児教育・保育活動の提供を促進します。
- ・ 子どもたちの発達連続性を考慮しながら、0歳から小学校就学前までの一貫した教育・保育活動を進めます。
- ・ 小一プロブレムの解消など、小学校教育との円滑な接続に向けて、認定こども園や幼稚園、保育所の相互連携を図りながら、乳幼児期における教育・保育活動を充実します。

#### 〔施策項目2〕 確かな学力を育む教育の推進

- ・ 教育の機会均等という義務教育の趣旨を踏まえ、北海道に住むすべての子どもたちに、社会で自立するために必要な学力を身に付けさせ、子どもたちの学力が全国平均以上となるよう、授業改善と生活習慣の確立を車の両輪と位置付けた学力向上の取組を進めるとともに、「ほっかいどう『学力・体力向上運動』」を推進し、学校・家庭・地域・行政が一体となった取組を進めます。
- ・ 高等学校における学校ごと・学科ごとの目標を一層明確にし、創意工夫を生かした教育課程の編成・実施を通して、各学校における特色ある教育活動を推進します。

#### 〔施策項目3〕 健やかな体を育む教育の推進

- ・ 子どもたちに、運動習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、体力・運動能力が全国平均以上となるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となった、「ほっかいどう『学力・体力向上運動』」を推進し、子どもたちの体力・運動能力の向上に向けた取組の充実を図ります。
- ・ 現代的な健康課題に対応し、子どもの健康の保持増進を図るため、フッ化物洗口の普及促進や、危険ドラッグなど薬物乱用防止教育の充実など、関係機関と連携した健康教育を推進します。
- ・ 子どもたちに、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、食に関する体験活動などを通して、地域の文化や産業など郷土への理解を深めさせる、学校・家庭・地域が連携した食育を推進します。

#### 【施策項目4】豊かな心を育む教育やいじめ問題等への取組の充実

- 子どもたちに、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情、他者への思いやりなど、社会性や豊かな人間性を育むため、発達段階に応じた道徳教育を進めます。
- 子どもたちの思いやりの心を育成するために、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考え、豊かな心を育む「木育」を推進します。
- 子どもたちの社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を深めさせるため、自然環境や文化、歴史など、地域が有する教育資源を生かした自然体験活動、社会体験活動、文化芸術体験活動、ボランティア活動等を充実します。
- 子どもたちが、他者や社会との豊かな関係を築く力を身に付けることができるよう、他者の考えや意見を正しく理解し、自らの考えや意見を適切に伝えるための、コミュニケーション能力の育成に関する取組を進めます。
- 学校の内外を問わず、すべての子どもたちが安心して元気に学校生活を送ることができるよう、学校・家庭・地域・行政その他すべての関係者が、相互に連携協力し、子どもたちの自己有用感や自己肯定感を育成するなど、いじめの防止に向けた取組を社会全体で進めます。
- いじめや不登校の事案に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充、有識者や弁護士などで構成する支援チームの学校への派遣のほか、子どもや保護者からの相談対応、関係機関との連携等により問題解決を行う子ども相談支援センターの設置など、家庭・地域社会・関係機関と連携し生徒指導・教育相談体制の充実に取り組みます。

#### 【施策項目5】特別支援教育の充実

- 障がいのある幼児児童生徒が、能力や可能性を伸ばし、自立や社会参加が図られるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育を推進します。
- できる限り身近な地域において、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられる体制を整備し、心豊かに、たくましく育つよう細かな教育を推進します。
- 進学希望者の増加する知的障がい特別支援学校高等部において、できる限り身近な地域で、一人一人の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育を確保できるよう、設置学科の見直しや入学者選考の改善など、教育環境の充実を進めます。
- 幼稚園、小・中学校、高等学校等においても、障がいのある子どもたちの実態把握を行い、保護者や地域の関係機関等と連携しながら、発達障がいを含む障がいのある子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた組織的・計画的な指導や支援の充実を進めます。
- 特別支援学校のセンター的機能を有効に活用して、大学等の高等教育機関への進学を希望する障がいのある生徒や保護者、担当教員などからの相談に適切に対応するとともに、大学等との連携を図りながら、大学等への進学を希望する障がいのある生徒の支援に取り組みます。

#### 【施策項目6】ふるさと教育の充実

- 郷土を愛し、発展させていこうとする気持ちを育むとともに、地域社会の一員としてまちづくりにかかわり、郷土に生きる自覚を涵養するため、北海道、そして自分が生まれ育った

地域の豊かな自然や歴史、伝統、文化、産業等に親しみ、理解を深める取組を推進します。

- 子どもたちが、アイヌの人たちの歴史や文化等について、適切に理解することができるよう、アイヌ民族に関する教育を充実します。
- 子どもたちが自国の領土について正しく理解することができるよう、発達段階に応じて、領土に関する教育を充実します。特に、北方領土の元島民をはじめ返還運動関係者の高齢化が進む中、次代を担う若い世代に北方領土問題についての関心と正しい理解を深めてもらうため、北方領土に関する教育の一層の充実を図ります。
- 北海道の豊かな自然環境を守っていかこうとする意欲と、環境問題について自ら考え、主体的に環境に配慮して行動できる意欲や態度を育成するため、地域の特色を十分に生かした環境教育の充実に努めます。

#### **【施策項目7】 キャリア教育・職業教育の推進**

- 子どもたちが、早い段階から豊かなライフデザインを思い描いて、明るい未来像を築き上げることができるよう、大学や企業などと連携しながら、幼児期の教育から高等教育までの発達段階に応じた体系的なキャリア教育を進めます。
- 基礎的な知識・技能や仕事をすることの意義、望ましい勤労観・職業観の育成に向けて、実践的・体験的な職業教育を進めます。
- 雇用のミスマッチや、早期離職問題などに適切に対応し、社会人として自立するために必要な力を、子どもたちが身に付けることができる取組を充実するとともに、若者の使い捨て問題などへの対応に向けて、子どもたちが、労働法規に関する知識を身に付けることができるよう、ワークルール教育を進めます。
- 選挙権を得られる年齢が18歳以上に引き下げられたことなどを踏まえ、子どもたちに、社会参画に必要な力を育てるとともに、社会人としての自立を促す取組を進めます。
- 多様化・複雑化する消費者問題に対応するため、子どもたちが実生活において、適切に対応できる実践的な能力や態度を身に付けることができるよう、消費者教育の取組を進めます。

#### **【施策項目8】 学校間連携の促進**

- 学校と地域が連携・協働し、子どもの発達段階に応じて、能力・個性等を最大限に伸ばす教育を進めていくため、小学校同士・中学校同士などの同一学校種間の連携や、小学校と中学校、中学校と高校など、異学校種間の連携を進めます。
- 障がいのある児童生徒等の自立や社会参加を促進するため、特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校との学校間連携を進めます。

#### **【施策項目9】 ICTを活用した教育の推進**

- 子どもたちが、情報社会に主体的に対応できる情報活用能力を身に付けることができるよう、発達段階に応じてICTに対する興味・関心を高めるとともに、ICTを活用して多様化する課題に創造的に取り組むことができる力の育成を進めます。
- ICT教育環境の整備の充実や、教員のICT活用指導力の向上に取り組めます。
- 障がいのある子どもたちの学びや就労に資することができるよう、特別支援学校におけるICT教育を進めます。
- 校務の情報化により教育の質の向上とともに教員の事務負担の軽減を図り、すべての教員

が、子どもたち一人一人と向き合う時間を確保することができるよう、北海道公立学校校務支援システムの普及・促進を進めます。

## Ⅱ 北海道の未来を拓く人材の育成

- 本道の国際的な競争力の向上に資する「グローバル人材」や、北海道の科学技術を担う「理数系・医療系人材」、地域産業を支える「産業人材」といった、北海道の活力ある未来を切り拓く人材の育成を図ります。

### 【施策項目10】グローバル人材の育成

- ・ 本道の国際的な競争力の向上に向けて、国際的なコミュニケーション能力や世界へのチャレンジ精神を有するとともに、日本人・北海道人としてのアイデンティティと異文化に対する寛容性を併せ持つ「グローバル人材」の育成に関する取組を推進します。
- ・ 子どもたちに、グローバル社会を生き抜く力を身に付けさせるため、外国語教育や国際交流体験の充実など、国際的コミュニケーション能力の向上に関する取組を進めます。
- ・ 世界に目を向けるとともに、北海道を思う意識を醸成するため、国際理解教育やふるさと教育の充実など、世界と北海道に対する意識の向上に関する取組を進めます。
- ・ 若年層の海外留学促進に向けて、海外留学に必要な情報の発信や海外留学気運の醸成など、海外教育を志す若者に対する支援を充実します。

### 【施策項目11】産業人材の育成

- ・ 農業・工業・商業・水産・家庭・看護・福祉などの専門学科を設置する高校において、地域や産業界、試験研究機関などと連携した産業教育を充実します。
- ・ 職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成する専修学校等において、実務に関する知識や技術等に関する職業訓練の向上を図り、産業人材の育成を進めます。
- ・ 地域産業の振興や、本道経済の好循環の実現に向けて、本道の基幹産業である「観光」や「食」、関連産業の裾野が広く雇用創出効果が高い「ものづくり」、地域経済を支える「建設」などの分野で、地域ニーズに基づく人材の育成・確保を図ります。
- ・ 道立農業大学校において、農業経営を行うために必要な知識・技術の習得を目的とした実践的な研修教育を行うとともに、北海道農業公社とも連携して、新規就農をめざす人材の育成を推進します。
- ・ 森林や林業に関する専門知識・技術・実務経験を有する技術者の育成を進めるとともに、依然として高齢層の割合が高い林業従事者の若返りを図るため、関係機関と連携しながら、新規参入者の育成・確保に向けた取組を推進します。また、道立漁業研修所における実践的かつ専門的な研修活動を推進するほか、漁村において指導的役割を果たす人材や、漁業を志す人材の育成を進めます。
- ・ 大学や国立高等専門学校等と連携して、本道におけるものづくり人材の育成を図るとともに、道立高等技術専門学院や民間職業訓練機関における教育訓練活動を充実し、工業や建築

など幅広い分野における技能者の育成を進めます。

- ・ ニートやフリーターの解消など、若年層の職業的自立を促進し、産業人材としての育成を進めます。

#### **〔施策項目12〕理数系・医療系人材の育成**

- ・ 将来の科学技術産業を担う人材の育成に向けて、大学や研究機関、企業などと連携しながら、理数好きの若者や、優れた素質を持つ若者を発掘・養成するとともに、その才能を伸ばす取組を進めます。
- ・ 北海道の地域医療の充実に向けて、地域医療の現状や医師・看護師をはじめとする医療従事者についての理解を深めるとともに、医療従事者をめざす若者たちの進路実現に向けた学力向上を図りながら、将来の地域医療を担う人材の育成を進めます。
- ・ 北海道公立大学法人札幌医科大学においては、「人間性豊かな医療人の育成」「道民の皆様に対する医療サービスの向上に邁進すること」及び「国際的・先進的な研究を進めること」などの基本理念のもと、教育・研究・診療の充実と地域医療への貢献に取り組んでおり、本道の医学の発展と地域医療の向上に貢献できるよう支援します。

### **Ⅲ 地域の教育力の向上と総合的な生涯学習の振興**

- |   |
|---|
| <p>○ 学校と地域との連携・協働によって、子どもたちの健やかな育ちの基盤である家庭の教育力の向上や、子どもたちの学びを支援する地域の教育力の向上を図るとともに、地域の活性化に寄与する生涯学習の振興を図ります。</p> |
|---|

#### **〔施策項目13〕社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進**

- ・ 学校と地域社会との連携・協働体制を構築し、地域全体で子どもたちを育成するとともに、学校を核とした地域づくりを進めるため、北海道の全地域において、保護者や地域などの意見を学校運営に反映させるコミュニティ・スクールの導入を進めます。
- ・ 学校・家庭及び地域住民等が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもたちを育てる体制づくりのため、地域住民の参画により、学校の教育活動を支援する学校支援地域本部の普及促進を進めます。
- ・ 社会全体で子どもたちを育てる教育環境を整備するため、地域の多様な人材など豊かな社会資源を活用して、放課後や休日における教育支援体制の構築を図ります。

#### **〔施策項目14〕豊かなつながりの中での子育て支援・家庭教育支援の充実**

- ・ 子育てしやすく、かつ働きやすい地域づくりに向けて、幼稚園と保育所の利点をひとつにまとめた「認定こども園」を普及・促進するとともに、保育の場を増やし、待機児童を減らすなど、地域における子育て支援の取組を進めます。
- ・ 安全・安心に子どもたちを育てる環境を整備するとともに、すべての子どもたちが、放課後等における多様な体験活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」に関する

取組を促進します。

- 望ましい生活習慣の定着など、家庭の教育力の向上に向けて、保護者や地域住民が家庭教育について学ぶ環境づくりを進めます。
- 職場における子育て環境づくりの充実に向けて、家庭教育サポート企業等との連携を促進します。

#### 【施策項目15】地域の活性化に寄与する生涯学習の振興

- 生涯にわたって暮らし続けたいと思える北海道づくりに向けて、様々な学習ニーズに応え、学習の成果を人づくりや地域づくりに活かすための学習機会を提供するなど、生涯学習社会の構築に向けた社会教育の充実に取り組みます。
- 住民に身近な学びの中核施設である公民館等の社会教育施設において、地域のコミュニティ形成や住民による主体的な地域課題の解決につながる様々な学習活動を充実させるための機能を高める取組を進めます。
- 自然災害等の危険に際し、自らの命を守り抜くため、地域とも連携しながら防災教育の取組を推進します。

## IV 教育環境の整備・充実

- 家庭環境等により学習に困難を抱えた子どもたちの学習を支援する教育環境づくりや、質の高い充実した教育を提供する環境整備を進めるとともに、小規模化が進行する公立学校への対応を進めます。

#### 【施策項目16】家庭環境等の要因により学習に困難を有する子どもたちへの学習支援

- 子どもたちの将来が、生まれ育った家庭事情等に影響されることのないよう、NPOやフリースクールなどの関係団体や地域との連携を強化して、放課後や休日、長期休業期間における教育活動を充実するなど、生活困窮世帯やひとり親世帯の子ども、児童養護施設等の入所児童等への学習支援や進学支援に取り組みます。
- 公立高等学校に学ぶ生徒の父母等の経済的な負担を軽減し、すべての高校生等が安心して教育を受けられるよう、一定の条件を満たす生徒の家庭について、授業料や寄宿舎使用料を免除するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯に対し、奨学のための給付金を給付します。
- 特別支援学校に就学する児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、経済的負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費を補助します。

#### 【施策項目17】小規模化が進行する公立学校における教育活動の充実

- 小規模化が進行する公立小・中学校について、各市町村に対し、それぞれの地域の実情に

応じた最適な学校教育の在り方について検討を進めるよう働きかけを行います。また、地域人材を活用した教育活動支援やICTの活用による交流学习など、教育環境を充実するための取組を進めます。

- ・ 小規模化が進行する公立高等学校においては、教育水準の維持充実を図る観点から、地域の実情や公私の配置状況等を考慮しながら、適正な高校配置を進めるとともに、ICTの活用や自然環境、資源を生かした特色ある教育活動など、魅力ある学校づくりを推進します。

#### **[施策項目18] 学校施設・設備等の整備・充実**

- ・ 安全・安心な教育環境の確保に向けて、学校施設等の耐震化や防災機能の強化、老朽化対策の推進など、整備・充実を進めます。
- ・ 時代の変化に対応した教育活動を行うため、ICT設備や理科教育設備、学校図書館用図書など、学校設備の整備・充実を促進します。
- ・ 安全・安心な通学環境の確保に向けて、地域や警察等と連携しながら、通学路の安全確保を進めます。

## **V 私学教育の振興**

- 本道教育の一翼を担う重要な役割を果たしている私立学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校・各種学校）について、その自主性を重んじ、特色ある教育活動が積極的に展開されるよう、私学教育の振興を図ります。

#### **[施策項目19] 私学教育への支援の充実**

- ・ 私立学校に期待される特色ある教育活動が一層促進されるよう、魅力ある学校づくりに向けた取組を支援します。
- ・ すべての意思ある高校生等が、安心して教育を受けられるよう、修学上の経済的負担の軽減に努めます。
- ・ 教育条件の維持向上を図るとともに学校経営の健全性が高まるよう、私立学校に対する助成に努めます。
- ・ 関係機関や団体との連携を図り、教員の資質向上や学校経営に関する取組を支援します。

#### 私学関連施策項目

- ・ 施策項目 1 幼児教育・保育活動の推進
- ・ 施策項目 2 確かな学力を育む教育の推進
- ・ 施策項目 3 健やかな体を育む教育の推進
- ・ 施策項目 4 豊かな心を育む教育やいじめ問題等への取組の充実
- ・ 施策項目 5 特別支援教育の充実

- ・ 施策項目 6 ふるさと教育の充実
- ・ 施策項目 7 キャリア教育・職業教育の推進
- ・ 施策項目 8 学校間連携の促進
- ・ 施策項目 9 ICTを活用した教育の推進
- ・ 施策項目10 グローバル人材の育成
- ・ 施策項目11 産業人材の育成
- ・ 施策項目12 理数系・医療系人材の育成
- ・ 施策項目13 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進
- ・ 施策項目14 豊かなつながりの中での子育て支援・家庭教育支援の充実
- ・ 施策項目16 家庭環境等の要因により学習に困難を有する子どもたちへの学習支援
- ・ 施策項目18 学校環境・施設等の整備・充実

## VI 大学等との連携の推進

- 「知」の拠点である大学等の高等教育機関と連携・協働した教育の推進や、大学等の教育研究機能を活用した地域の活性化に関する取組を進めるとともに、本道の魅力ある高等教育機関づくりを推進します。

### 〔施策項目20〕大学等と連携・協働した教育の推進

- ・ 学校教育における多様な課題の早期解消に向けて、高大連携の促進など、大学等の高度教育機関と連携・協働した取組を進めます。
- ・ 各学校や地域の中核となる人材の育成に必要な力量ある教員の養成に向け、大学等と連携して、教員研修の高度化・専門化を図ります。
- ・ すべての道民の生涯学習活動の充実に向けて、大学等の高等教育機関と連携・協力し、地域における学習機会を拡充します。

### 〔施策項目21〕大学等の教育研究機能を活用した地域の活性化

- ・ 地域における新たな雇用創出や若者定着などを促進し、地域の活性化を促すため、地域を担う人材の育成に取り組む大学や、高度の専門的職業人材の育成を担う高等専門学校等との連携を進めます。
- ・ 本道社会の持続的な発展に向けて、大学等の高等教育機関や企業等と連携し、既成観念にとらわれずに新たな価値を創造することができる「イノベーション人材」の育成・発掘に取り組めます。

### 〔施策項目22〕魅力ある高等教育機関づくりの推進

- ・ 本道教育や本道経済の発展に資する高度な人材の育成に向けて大きな役割が期待される大



学等の高等教育機関について、一層の質や魅力の向上を図り、道内はもとより、道外・国外からより多くの学生を引きつけることができるよう、高等教育機関相互の連携、また、地方公共団体との連携・協力を促進します。

## **Ⅶ 文化芸術・スポーツの振興**

- 北海道らしい個性的な文化や芸術の振興を図るとともに、「スポーツの力」をキーワードとし、様々な取組を通して、人づくり・地域づくりを進め、スポーツ王国北海道の実現をめざします。

### **〔施策項目23〕 地域の文化や芸術の振興**

- ・ 子どもから高齢者まですべての道民が、生涯を通じて文化に親しむことのできる環境づくりを進めるため、市町村や関係機関と連携を図りながら、芸術文化活動へ参加する機会や芸術鑑賞等の文化に触れる機会などの充実を図ります。
- ・ 地域における文化活動を促進するため、若手芸術家等の活動支援や地域の文化活動を支える人材の育成に取り組みます。

### **〔施策項目24〕 地域スポーツ活動の推進・環境の充実**

- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成や、スポーツ関係団体等との連携・協働などを通じて、高齢者や障がい者のスポーツ体験活動を含め、ライフステージに応じた地域スポーツ活動を推進します。
- ・ スポーツ指導者の養成や、スポーツ関連情報の収集・提供、道立スポーツ施設の管理運営などを通じて、道民が自ら進んで参画するスポーツ環境の充実を図ります。

### **〔施策項目25〕 世界の舞台で活躍するトップアスリートの育成**

- ・ 国際レベルの競技大会の開催やスポーツ合宿の誘致、プロスポーツ等との交流の促進などにより、道民のスポーツへの関心を高めます。
- ・ 世界の舞台で活躍するトップアスリートの育成を目指し、戦略的な選手強化及び指導者の充実により競技力の向上を図るとともに、本道出身の優れた選手の指導者への転身など、本道におけるスポーツ界の好循環の創出に取り組みます。